

一般社団法人交通科学研究会受託研究規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人交通科学研究会（以下「研究会」という。）における受託研究取扱いについて、その手続き等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において受託研究とは、研究会が、国又は地方公共団体及びその機関、各種団体、民間企業その他研究会以外から委託を受け、研究会の理事もしくは理事に準じる者（以下「理事等」という。）が責任者となって行う研究で、これに要する経費（以下「受託研究費」という。）を委託する者（以下「委託者」という。）が負担するものをいう。

(受入基準)

第3条 受託研究は、研究会定款（以下「定款」という。）第4条に従い、研究目的にてらして有意義であり、研究可能と認められる場合、これを受け入れる。

(申請)

第4条 委託者は、原則として研究開始を希望する日の2ヶ月前までに、研究会と協議のうえ、当該研究を委託する者、その研究責任者及び研究担当者を定め、受託研究申請書（様式1）を会長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 会長は、前条の受託研究申請書の提出を受けたときは、研究責任者の意見を聴取したうえで、受入れの可否について理事会に諮り決定する。

(通知)

第6条 会長は前条の決定について研究責任者を通じて委託者にすみやかに通知する。

(契約)

第7条 会長が受入れを決定した受託研究については、研究会及び委託者各々の代表者間で受託研究契約書（様式2）により契約を締結する。ただし、委託者において指定の契約書の様式がある場合は、それによることができる。

2 前項ただし書きにより契約を締結する場合についても、契約には次の各号の条件が付されていることを要する。

- (1) 払込期日までに委託者から受託研究費の払込みがない場合、解約できること。
- (2) 受託研究費で取得した設備、備品等は、研究会に帰属すること。
- (3) 受託研究遂行上、やむを得ない事由があるときは、委託者及び研究会協議の上、受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができること。
- (4) 委託者及び研究会は、相手方（その研究担当者を含む。）による契約上の義務の不履行によって損害を被り、相手方に故意又は重大な過失が認められる場合、その賠償を請求できること。
- (5) 委託研究の結果生じた知的財産権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。以下同じ。）の帰属については、研究会と委託者との協議により決定すること。ただし、研究会が承継した知的財産権等は、委託者又は委託者の指定

する者に限り、10年以内の期間を定めて優先的に実施させることができるものとする。

- (6) 受託研究費の払込方法及び払込期日が明確であること。
- (7) 一旦払い込まれた受託研究費は、原則として返還しないこと。
- (8) 契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項を処理する場合は、研究会と委託者との協議により決定すること。

3 契約、入金及び第10条第1項等に関する事務は、研究会が委託する事務局においてこれを行う。

(研究計画書の作成)

第8条 研究責任者は、研究計画書(様式3)を作成し、会長に提出するものとする。会長は、受け取った研究計画書を理事会に報告するものとする。

(再委託)

第9条 受託研究の研究費及び業務作業費等として、理事等以外の第三者に再委託できるものとする。

- 2 前項の規定により再委託する場合は、前条の研究計画書作成にあたり、軽微な作業や単純作業の場合を除き、あらかじめ委託者の承認を得るものとする。
- 3 研究責任者は、第1項の再委託について、再委託業務内容、再委託先、予定管理技術者、再委託業務費、再委託業務期間等の再委託業務に関する再委託業務計画書(様式4)を作成する。
- 4 会長が、前項の再委託業務計画書及び研究委託業務契約書案(様式5)を理事会に諮り決定する。なお、会長が緊急を要すると判断した場合は、メール等にて理事会に諮り決定することができる。
- 5 再委託業務期間中における再委託先への業務に関する指示、協議及び完了した部分の確認は、研究責任者が、メール等にて理事会へ報告するものとする。理事会は、指示、協議、確認等に支障があると判断した場合、研究責任者に意見を述べるができるものとする。
- 6 本条に係わる契約及び次条第1項等に関する事務は、第7条第3項を準用する。

(間接経費)

第10条 受託研究費に、間接経費及び消費税を含めるものとする。なお、間接経費は10%を基本として状況に応じて増減できるものとする。

(受託研究費の支出)

第11条 受託研究費は、備用品費、賃金(謝金)、旅費、会議費、業務委託費及び報告書作成費等、当該研究に要する経費についてこれを支出する。

- 2 前項の経費について、会長が、関係者に意見を聴取したうえで理事会に諮り決定する。なお、第9条第4項後段により決定されたものは本条においても決定されたものとみなす。

(受託研究費の収納)

第12条 受託研究費は、これを研究会会計に収納する。

(研究期間)

第13条 受託研究の契約期間は原則として1年以内とし、複数の会計年度にまたがってはならない。

- 2 前項の規定に係わらず、理事会で特に認める場合は、複数の会計年度にまたがる契約となる

ことを妨げない。

(解約・期間変更)

第 14 条 研究責任者は、やむを得ない理由により受託研究を解約する必要がある場合、又はやむを得ない理由により受託研究の期間変更を行う必要がある場合は、会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項について理事会の意見を聴取したうえで、これをやむを得ないと認めたときは、委託者と協議し、委託研究の解約又は期間変更を行うことができるものとする。

(報告)

第 15 条 研究責任者は、受託研究の完了後に研究結果について直近の理事会に報告しなければならない。

2 会長は、前項による研究成果をすみやかに委託者に報告するものとする。

3 受託研究に係る収支決算については、定款第 13 条によるものとする。

(公表)

第 16 条 受託研究による研究成果の公表の時期及び方法は、会長と委託者との協議により決定する。

(秘密保持)

第 17 条 委託者及び受託研究に関わる者はすべて、受託研究の内容に関する一切の事項について、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、会長がこれを行う。

附則

この規程は、平成 26 年 11 月 19 日から施行し、平成 26 年 11 月 19 日から適用する。